

議案第179号

渋川市営駐車場条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営駐車場条例

渋川市営駐車場条例（平成18年渋川市条例第183号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市内商工業の振興及び道路交通の円滑化を図るため、渋川市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（駐車場の利用）

第3条 駐車場は、次に掲げる用途に利用することができる。

（1） 1時間を単位とする車両の駐車（以下「一時利用」という。）

（2） 1月を単位とする車両の駐車（以下「定期利用」という。）

（3） 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める用途

2 駐車場ごとの利用の用途は、別表第2に定めるとおりとし、駐車場に駐車できる車両は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車とする。

（利用の許可）

第4条 駐車場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、駐車場の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の利用を許可しない。

（1） その利用が駐車場の設置の目的に反するとき。

- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) その利用が駐車場を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第5条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (6) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(供用の休止)

第7条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の一部又は全部の供用を休止することができる。

(使用料)

第8条 使用料は、別表第3のとおりとする。

(使用料の納付)

第9条 一時利用の利用者は、利用を終了するときに使用料を納付しなければならない。

2 定期利用の利用者は、毎月末日までに、その月の使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により駐車場又は駐車場の附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(事故の免責)

第13条 天災、火災、盗難、衝突その他市の責めに帰さない理由によって利用者及び第三者が被った損害に対しては、市は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第14条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の利用の許可に関すること。

(2) 駐車場及び駐車場の附属設備等の維持管理に関すること。

(3) その他駐車場の管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、駐車場を適正に利用者の利用に供しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第4条、第6条、第7条及び前条の規定の適用については、第3条第1項、第4条、第6条第1項及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」

と、第6条第2項及び前条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、第8条に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を收受させる場合における第6条及び第8条から第11条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の渋川市営駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
渋川市営並木町駐車場	渋川市渋川7 1 1番地及び7 2 0番地4
渋川市営渋川駅前第2駐車場	渋川市渋川1 8 3 2番地2 1他2筆
渋川市営渋川駅前第3駐車場	渋川市渋川1 8 3 1番地2 4他6筆
渋川市営敷島駅南駐車場	渋川市赤城町敷島4 2 9番地1 4他2筆
渋川市営敷島駅北駐車場	渋川市赤城町敷島3 1 3番地5

渋川市営津久田駐車場

渋川市赤城町津久田 1 9 3 7 番地 1

別表第 2 (第 3 条関係)

名称	用途
渋川市営並木町駐車場	定期利用
渋川市営渋川駅前第 2 駐車場	一時利用
渋川市営渋川駅前第 3 駐車場	定期利用 一時利用
渋川市営敷島駅南駐車場	定期利用
渋川市営敷島駅北駐車場	定期利用
渋川市営津久田駐車場	定期利用

別表第 3 (第 8 条関係)

名称	用途		使用料
渋川市営並木町駐車場	定期利用	1 月	屋内駐車場 5, 0 0 0 円 屋外駐車場 4, 0 0 0 円
渋川市営渋川駅前第 2 駐車場	一時利用	最初の 3 0 分まで	無料
		最初の 3 0 分を超え 7 時間 3 0 分まで 1 時間につき	1 0 0 円
		7 時間 3 0 分を超え 2 4 時間まで	8 0 0 円 (2 4 時間を超えて駐車する場合は、2 4 時間までごとに、8 0 0 円又は 1 時間増すごとに 1 0 0 円を加算した額のいずれか低い額を加算する。)
渋川市営渋川駅前第 3 駐車場	定期利用	1 月 (平日の利用に限る。)	6, 0 0 0 円
	一時利用	最初の 3 0 分	無料

	用	まで	
		最初の30分 を超え4時間 30分まで1 時間につき	100円
		4時間30分 を超え24時 間まで	500円（24時間を超えて 駐車する場合は、24時間ま でごとに、500円又は1時 間増すごとに100円を加算 した額のいずれか低い額を加 算する。）
渋川市営敷島駅南駐車 場	定期利 用	1月	3,000円
渋川市営敷島駅北駐車 場	定期利 用	1月	2,000円
渋川市営津久田駐車場	定期利 用	1月	1,250円

#### 備考

- この表において平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日をいう。
- 一時利用において有料となる駐車時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算するものとする。

#### 理由

渋川市営伊香保温泉駐車場条例の制定に伴う改正及び構成内容を統一するため、条例の全部を改正しようとするものである。